

## ツーリズム推進組織育成事業補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、浜田市の豊かな自然を活かした交流体験型観光を推進しようとする団体に対して、その事業に要する経費の一部を補助することにより、多様化する観光ニーズに対応する組織の育成を図ることを目的とし、その補助金の交付に関しては、浜田市補助金等交付規則（平成17年浜田市規則第56号、以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (補助対象者)

第2条 補助の対象となる者は、市内で各種ツーリズム等交流体験型観光に取り組もうとする3戸以上の農林漁業者等で構成される団体及びグループとする。

### (補助対象事業)

第3条 補助の対象は、次の各号のいずれかに該当する事業とする。

- (1) 人材の育成及び組織の育成のための研修会や講習会等の開催に関する事業
- (2) 組織運営の参考となる先進地視察等の調査に関する事業
- (3) プログラム開発のためのモニターツアー等の実施に関する事業
- (4) 事業や組織の普及宣伝に関する事業
- (5) その他市長が必要と認めた事業

### (補助金の補助率及び限度額)

第4条 補助金の額は、補助事業に要する経費の合計額の2分の1以内で、上限は10万円以内を限度とし、予算の範囲内で市長が定める額とする。ただし、他の補助金等の交付を受けている経費については、補助対象経費から除くものとする。

### 附 則

この要綱は、平成21年6月1日から施行する。

この要綱は、平成24年3月31日限り、その効力を失う。